

## 第 75 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 2 年 11 月 20 日（金）

10 時 05 分 ～ 11 時 35 分

旧文部省庁舎 2 階・文化庁第 2 会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森分科会長，石黒，井上，入部，大木，川瀬，黒崎，佐藤，関根，田中（牧），田中（ゆ），東松，戸田，中江，根岸，野田，福田，眞嶋，松岡，南田，村上，村田，森山，善本各委員（計 24 名）

（文部科学省・文化庁）出倉文化庁審議官，柳澤国語課長，石田文化戦略官，餐場課長補佐，津田地域日本語教育推進室長補佐，山田専門官，鈴木国語調査官，武田国語調査官，町田国語調査官，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，藤田計画普及係長ほか関係官

※ 沖森分科会長，村田委員及び事務局は，文化庁第 2 会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 新しい「公用文の作成の要領」に向けて（中間報告）（案）
- 2 国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見
- 3 「日本語教育の参照枠」一次報告（案）
- 4 「日本語能力の判定基準」等に関する検討状況について
- 5 文化審議会国語分科会における審議スケジュール

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 20 期）
- 2 「障害」の表記に関するこれまでの考え方  
（平成 30 年 11 月 22 日文化審議会国語分科会確認事項）
- 3 日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）
- 4 日本語教育小委員会（第 20 期）における審議内容について
- 5 令和 3 年度概算要求参考資料（令和 2 年 11 月）
- 6 令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要

### 〔机上配布資料〕

- 令和元年度国内の日本語教育の概要（冊子）
- 令和元年度国内の日本語教育の概要（リーフレット）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 事務局から事務局の異動について紹介があった。
- 3 沖森分科会長から配布資料 1，2 及び参考資料 2 を用いて，国語課題小委員会における審議について説明があり，意見交換が行われた。
- 4 野田日本語教育小委員会副主査から配布資料 3 及び 4 を用いて，日本語教育小委員会における審議について説明があり，意見交換が行われた。
- 5 事務局から配布資料 5 「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」の説明があり，第 76 回国語分科会は，令和 3 年 3 月 12 日（金）午前 10 時から開催すること，会場については決まり次第連絡することが確認された。

6 各委員の発言及び事務局等からの説明は次のとおりである。

○沖森分科会長

定刻を少し過ぎましたが、ただ今から第75回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は、御多用のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。何かと御不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

○藤田計画普及係長

事務局に異動がありましたので、御報告申し上げます。本年7月28日付けで、文化庁審議官に出倉功一が、国語課長に柳澤好治が着任しました。また、6月1日付けで文化戦略官の石田徹が着任しております。

○沖森分科会長

それでは、議事に移りたいと思います。

前回の国語分科会より半年が過ぎておりますので、国語課題小委員会、日本語教育小委員会それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をしたいと思いますと考えております。

まず、国語課題小委員会の審議状況について、同小委員会主査である私から御説明させていただきます。

今期の国語課題小委員会の審議状況について御報告申し上げます。国語課題小委員会では、平成25年2月に第12期の国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられました「公用文作成の要領の見直しについて」を取り上げて、公用文作成の在り方に関する検討を行っております。この検討内容は、本日の配布資料1「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（中間報告）（案）」として配布しております。

また、公用文に関する検討とともに、平成30年5月30日に衆議院文部科学委員会において、さらに同年6月12日に参議院文教科学委員会において、政府に対し、「<sup>がい</sup>碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされたことをきっかけとしまして、常用漢字表に関しても議論を続けてまいりました。こちらにつきましては、これまでの主な意見を抜粋し、内容ごとに並べ直した配布資料2を用意しております。

では、配布資料1を御覧ください。「公用文作成の要領」は、昭和26年に当時の国語審議会が内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議し、翌27年に内閣官房長官依命通知の別紙として、国の各省庁に通知されたものであります。

この通知の基本的な考え方は、現在においても参考とすべきものであります。ただし、作成されてから既に70年近くが経過し、現在の公用文における実態や社会の実状との食い違いも見られるため、これを見直す場合、どのような事項を盛り込むべきかについて検討してまいりました。

配布資料1の5ページを御覧ください。近年においては、国の府省庁から出されるものは告示や通知などの典型的な公用文だけではありません。広報紙やウェブサイトの記事、SNSのメッセージなども日々、国民に向けて直接発信されております。こういったものは、「公用文作成の要領」策定の時点で想定されていた公用文の範囲を越えているとも考えられます。

そこで、国語課題小委員会では、これまで公用文と呼ばれてきたものの範囲を整理して、文書の目的や性格、想定される主な読み手、用いられる媒体などによって分類して考えることを提案することといたしました。

「公用文作成の要領」を見直すと言っても、これまでの公用文の書き方を全て変えようということではありません。公用文の表記は法令と一致させるというルールがあり、「公用文作成の要領」とは別の内閣訓令などによって詳細に定められております。国語課題小委員会においても、5ページの表にあります「告示・通知等」として分類されているものは今後もこれまでのものからの一貫性や正確さを重視し、従来の公用文の書き方を用いるとしております。また、「記録・公開資料等」に当たるものについても、基本的には従来と同様に扱うよう提言しております。

ただし、例えば国の府省庁が作成している白書などにおいても、既に読み手を意識して、より分かりやすく親しみやすい表記を用いるなどの工夫がなされている場合があります。これまではそのような弾力的な扱いについてはそれぞれの省庁や部署のレベルでの判断において行われてまいりました。さらに、現在は広報紙やパンフレット、そしてウェブサイトに加えてSNSなどを通じて国の機関から国民に対して直接、情報が発信されております。このように広く、多くの方々に対して国の施策や法令の内容を説明したり、取組を広報したりするような場合では、既に様々な工夫が行われております。

一方、公用文の表記の原則では、小学校で学ぶのとは異なる送り仮名を使うことがあります。また、漢字の使い方にもふだんの社会生活の中では余り見ることのない書き方をすることがあります。例えば、今「余り見ることのない書き方」と申し上げましたけれども、この副詞の「あまり」を公用文で書くときには、「お金が余る」や「余暇」に使う漢字の「余」の字を用いることになっております。現段階でも、法令に準ずるような典型的な公用文においては、これまでとの一貫性や正確さを保つという観点から、従来のルールを守っていくべきでありましょう。

一方、国民に直接向けられる文書では、もっと分かりやすく親しみやすい書き表し方をする工夫が既に広がりつつあります。今後は、そのような新たな工夫を積極的に用いていくことを考えてはどうかというのがこの報告案の内容になっております。

そこで、文書の性格や対象とする読み手によっては、例えば送り仮名については学校で習うのと同じ書き方ができること、常用漢字表にある漢字であっても仮名で書いたり読み仮名を付けたたりできることなどを積極的に提案してはどうかと考えております。

表紙を1枚めくって、「目次」を御覧ください。この報告案の構成は、まず前段として、「はじめに」、「当報告の見方」、「基本的な考え方」を置き、その後、「I 表記の原則」となっております。

10ページを御覧ください。ここからは、公用文における漢字の使い方や送り仮名の付け方などについて、従来の原則を中心に詳しく説明しております。しかし一方で、この原則を離れて、より分かりやすく、そして親しみやすい書き方をする工夫を進めているところがあります。10ページの一番下の見出しを御覧ください。「読み手への配慮に基づき、原則と異なる書き方をする場合もある」とあります。これまで実態としてはあったものの、ルールとして整理されてこなかったことですから、「新」という太いゴシックの印を付けてあります。

そのほか、「新」と付けている主なところを御紹介いたします。19ページを御覧ください。現行の「公用文作成の要領」では、横書きの読点にはコンマ「、」を用いることになっておりますが、今回の報告では、実態に合わせて点「、」を用いることを原則とする、そのようなことを提案しております。これは、広報などにとどまらず、これからの公用文全体に適用すべきものと考えております。

ページをめくって、20 ページでは、必要に応じて疑問符（？）や感嘆符（！）なども使うことができるよう提案しております。

このように御説明申し上げますと、新しいところが目立っているような印象がありますけれども、基本的にはこの「表記の原則」という部分は従来の公用文の書き表し方を丹念に記述しているところでもあります。そこに国の府省庁における文書などの実態を捉え、既に行われている工夫などを取り入れていく形で整理しているということでもあります。

次に、23 ページを御覧ください。ここからは、「Ⅱ 用語の使い方」となります。専門用語や外来語、紛らわしい言葉などの扱いを中心に説明を行っており、現行の「公用文作成の要領」の考え方を基本としながらも、具体的にもう一步踏み込んだ内容になっております。

例として、「外来語への対応」について、25 ページを御覧ください。公用文においても、難しい外来語の使用が問題になりがちであります。簡単な日本語に言い換えられればそれでよいのですが、そのようにはいかない場合もあります。そういったときにどうしたらよいのかを含めまして、外来語に対応するための四つの考え方を具体的に提案しております。

次に、32 ページからの「Ⅲ 伝わる公用文のために」を御覧ください。「Ⅰ」の表記、「Ⅱ」の用語が規則的な内容を多く含んでいたのに対して、「Ⅲ」の「伝わる公用文のために」では、主に文・文章の書き方についての提案を行っております。現行の「公用文作成の要領」では詳しく触れられていない、文や文章を書く際の勘どころでも言うべきものを、可能な範囲で提案しているところとなります。

例として、34 ページを御覧ください。この「Ⅲ-3 文の書き方」では、文の単位において、より伝わりやすい書き方をするために工夫できることが示されております。こういった考え方は、法令を含む公用文全体に関わるものであらうと思われまます。中には、言わずもがなと思われるような部分があるかもしれませんが、あえて丁寧に整理しております。

以上、大まかにではありますけれども、公用文の作成の在り方に関する中間報告(案)について御説明いたしました。今後、内容を精査し、3月の国語分科会では報告(案)としてお示しすることを目指しております。

この報告は、国語分科会による自主的な提案としてまとめるものであります。報告後の周知方法については今後の課題であり、直ちに現在の「公用文作成の要領」が改定されるということを前提としているわけではありません。事務局とよく相談しながら、望ましい周知の方法を追求していきたいと思っております。いずれにしましても、国の府省庁で文書作成に当たる方々をはじめ、多くの人々に参考としていただけるものとなるよう、引き続き審議を続けてまいります。

続きまして、配布資料2を御覧ください。こちらは「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について、国語課題小委員会で行われてきたこれまでの検討における意見を抜粋し、内容ごとに並べ直したものであります。

また、配布資料2と別に、参考資料2としまして、平成30年11月22日にちょうどこの国語分科会にお諮りし、認めていただきました「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」を用意いたしました。御確認いただければと思ひます。

常用漢字表は、漢字使用の目安であり、表に挙げられた漢字だけを用いて文書を書かなければならないという制限的なものではなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであります。現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従って「害」を使った「障害」と表記することとなっております。しかし、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表

記すること等を妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることも可能であります。このことを検討、確認していただきました。

そして、その後も国語課題小委員会では、この課題について検討してまいりました。配布資料 2 によって、これまでの検討内容について簡単に整理しておきたいと思いません。

配布資料 2 の前半では、主に国語施策の観点からの意見が整理されております。国語課題小委員会では、まずこれまでの歴史や経緯、事実関係を振り返り、整理した上で検討を始めました。平成 22 年の常用漢字表の改定では、「碍」という漢字の使用頻度や使用状況の広がりからすると、現状において今すぐ常用漢字表に追加するというのは難しいという判断がなされました。国語施策の観点からすれば、これは現在においても同様であろうというのがこれまでの国語課題小委員会の大方の意見であったと認識しております。

また、国会の委員会決議が求めている一つは、「ショウガイ」という語を書くときの選択肢として使えるように、漢字を追加するという考え方です。もう一つは、外国の漢字の使用状況に合わせるという考え方です。これらはいずれも現在の常用漢字表にはない新しい基準になります。これらの点を加えることは、漢字表の根幹を改めることとなりますから、時間を掛けた本格的な検討が必要となるということも議論されてまいりました。

とは言え、国会の決議に基づいて検討している以上、その趣旨を尊重しながら当事者の方たちにできるだけ寄り添う形で国語分科会としての考え方を示していきたいということも確認されてまいりました。直ちに追加できるかどうかは別としても、この漢字の扱いは平成 22 年の経緯や国会の委員会決議の趣旨を踏まえれば、今後の常用漢字表の改定における重要な課題の一つになると思われれます。

したがって、国語施策の観点から考えた場合には、今後、特に留意すべき漢字として、社会における使用状況や国民の認知度や意識などについて今後も定期的に調査を実施していくことが必要であろうと考えております。その状況に変化があれば、国語施策の観点からも追加が検討できると考えられます。

また、今後、漢字表の見直しを行う場合には、これまでにはなかった、選択肢として使う漢字を追加するという考え方や、諸外国における漢字の使用状況を考慮するという考え方についても検討すべきか議論が必要になるかもしれません。

以上、大まかにではありますがありますが、まず国語施策の観点からの整理を述べました。

次に、二つ目の論点としてずっと話題になっておりますのは、この課題を単漢字の選択の問題としてではなく、語、用語についての問題として考えてはどうかということでもあります。この場合、国語施策の基準にとどまらない、もう少し広い視野で考えるという面も生じてまいります。

配布資料 2 の 8 ページからを御覧ください。用語の問題ではないかという観点から、障がい者制度改革推進本部をはじめとする障害者施策においてこれまで行われてきた検討の成果物や、各種の調査結果などを確かめてまいりますと、「ショウガイ」の表記については様々な考え方があり、漢字を入れ替えたとしても、また、仮名を使った交ぜ書きの表記にしたとしても、当事者をはじめとする人々が一つの表記で合意に至ることは難しい面があるということが見えてくるように思われれます。

また、単漢字ではなく語として考えた場合に、「碍」を使った「障碍」は、古くは「ショウゲ」と読まれたもので、辞書などで確認すると、決して良い意味ではない面があるということも指摘されております。このことがいつか別の形で問題になるおそれがあるのではないかとということも、国語・言葉の問題について検討する国語分科会としては懸念せざるを得ないところでもあります。もちろん、一方で「害」が用いられているこ

とに傷ついておられる方がいらっしゃるということもきちんと受け止めたいと思っております。

そこで、国語課題小委員会では、「ショウガイ」に代わる新しい用語を検討すること、当事者や関係者の方たちをはじめ、みんなで合意できるような新しい表現を考える方向で何か提案ができないかということが話題になりました。実際に新しい用語を考えてみてはどうかといった意見もあり、幾つかの具体的な言葉が取り上げられたこともありました。

しかしながら、検討を進めていくうちに、国語分科会、そして国語課題小委員会が当事者や関係者の方がいらっしゃる場所で新しい表現を考えるというのは行き過ぎの面があるのではないかと、そうだとしたら、どのようなことならできるのか、又はできないのか、よく考えるべきであろうというところに議論が進んできていると言えるかと思えます。

以上のような観点から、今後この課題に対する審議を煮詰めていくことになろうかと思っておりますが、できれば今期のうちに何らかの形で国語分科会の考え方を示したいと考えております。引き続き慎重かつ前向きに検討を進めてまいり所存であります。

以上を、国語課題小委員会からの審議状況の報告といたします。

それでは、ただ今説明申し上げた内容につきまして、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

#### ○眞嶋委員

一つ、言葉の揺れ、表記の揺れについてちょっとお尋ねいたしたいと思うんです。例えば、配布資料1の16ページ辺りに、「外来語の表記」がありますけれども、「電子メール」の「メール」という言葉について、長音で「メール」と書くのが多いかと思うんですけれども、「メイル」と書かれる方もよくお見掛けします。そのような違った形のもをどのように見るかというような姿勢、あるいは方針について、どこかに書かれているのかちょっと教えていただきたいと思いました。

ここに例で出ています「コンピューター」という言葉にしても、最後の長音符号を付ける場合、付けない場合、ちょっと変異があると思うんですけれども、そのようなものは使われている方のそれなりのお考えなどもあると思うので、そのようなものを尊重していく方向なのか、ある程度の規範と言いますか、国語分科会の方で示すということなのか、その辺り、もしどこかに書いてあるか、ありましたら教えていただけたらと思います。

#### ○沖森分科会長

配布資料1の16ページの「外来語の表記」というところで示してあるところであり、必要な場合には、原音の発音に近づくように書くということも書かれておりますけれども、長音符号につきましては、そこに下の方に例示してあるところ以外については、実はこの中間報告(案)の中では論じておりません。この点について、事務局としての立場を御説明いただければと思います。

#### ○武田国語調査官

今、沖森分科会長から御説明があったように、長音符号については、一番下のところに、「長音は、原則として長音符号を使って書く」ということがございますが、この中に示されているのは、一番上のところにありますように、「外来語の表記」という内閣告示があらかじめございますので、それに従って書くということがこの中で説明されているところでございます。

また、今、眞嶋委員から御指摘があったことについては、また今後も国語課題小委員会の方で御検討いただければと思っております。

○沖森分科会長

よろしいでしょうか。

○眞嶋委員

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○野田委員

今回の案ですけれども、現在の「公用文作成の要領」、70年前のものですが、これに比べて、実態に合わせながら非常に進化しているなど思いました。特に相手に伝えるという、コミュニケーションの観点が入ってきたというのが印象的です。とてもいい方向に来ていると思います。

一つ、日本語教育小委員会の立場からも拝見しますと、日本語を母語としない人の観点がほとんど見られないかなということがありまして、ちょっと気になりました。

「国民により分かりやすく伝える」とか「国民を対象として」というような書き方になっているんですが、こういう公用文というのは、現在はもう日本国民以外の人に伝えるという、それが非常に大事になる場合も多いですし、それから、国民と言っても日本語が母語じゃないというか、余りできない方もいらっしゃいます。その辺りはまた別に扱われるのか、あるいは何か少し書き加えていくのかという、その辺りのことを伺いたいと思います。

○沖森分科会長

今回の中間報告案の中の4ページを御覧ください。「基本的な考え方」—「1 公用文作成の在り方」—「(1) 読み手を意識した公用文作成」というところでありましてけれども、その二つ目の見出し、「多様化する読み手や地方公共団体等による活用を意識する」というところの第2段落です。ちょっと読み上げたいと思いますが、「また、国が示す公用文は、地方公共団体や民間の組織等によって、広く子供から高齢者まで読む文書に、更には日本語を母語としない人々などに向けた平易で親しみやすい日本語に、書き直されることも多い。そのことを意識して、あらかじめ読みやすいものにしておくことが重要になっている。」という、こういう一節で、日本語を母語としない人々などに向けたという今回の報告であります。

内容的には、日本語を母語とする人たちを中心とし、その中で親しみやすい、そして分かりやすい日本語表現というものを実現させていきたい、ひいては、日本語を母語としない人々にも理解できるように今後、取り組んでいけるよう提言しているというところでありまして、今回、直接に日本語を母語としない人々を対象としているというものではございませんが、いずれそのような分かりやすい日本語というレベルでまとめられていくのではないかと考えております。

○野田委員

ありがとうございます。ほかの部分にも具体的に入っていきといいなと思いました。ありがとうございます。

○松岡委員

今のことに関連した質問というか、確認なんですけれども、5ページのところに公用文の分類例というのがありまして、「解説・広報」もその分類の中に入っていると

いう認識でよろしいのでしょうか。

○沖森主査

はい、そのように作成してございます。

○松岡委員

分かりました。それで、既に法務省の文書などで外国人向けに「やさしい日本語」の通知というか案内というかが出されているんですね。例えば新型コロナウイルス感染症のことについてとか。それで、この「やさしい日本語」の表記についても、公用文のレベルになると、ある程度、何か指針というか、そのようなものがあつた方がいいのかなと感じながら読むことがありますので、もし可能であれば、今回のものでは無理かもしれないけども、今後、公用文の中で使われる「やさしい日本語」のこういう方針のようなものが定められていくといいのかなと考えています。

○沖森主査

今後、そういった方向も検討する余地があるだろうと考えております。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、意見交換はここまでといたします。

配布資料1に関しましては、本日頂戴いたしました御意見の扱いにつきましては、私に御一任いただき、国語分科会の中間報告としてまとめさせていただいてよろしいでしょうか。（→ 了承。）

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

どのように修正したかにつきましては、今後、改めて事務局から御報告申し上げたいと考えております。

次に、日本語教育小委員会の審議状況について、同小委員会の主査である石井副分科会長が本日、御欠席のため、日本語教育小委員会副主査である野田委員から御説明をお願いいたします。

○野田委員

それでは、私、野田尚史の方から、今期の日本語教育小委員会の審議状況について御報告いたします。

今期の審議内容については、お手元の参考資料4に載っております。今期は、平成25年の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で示されました11の論点のうち、「論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」、前期に引き続きまして「日本語教育の参照枠」の策定に向けた検討を行いました。また、今期から、日本語能力の判定基準について、「日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ」を設置しまして、検討を進めております。

そして、「論点4. カリキュラム案の活用について」も、「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえまして、国語分科会で平成22年に取りまとめられました「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改定に着手しました。これを令和3年度末までにまとめる予定で作業を進めているところです。

本日の御報告は、二つございます。一つ目は、9月20日の日本語教育小委員会において、「日本語教育の参照枠」一次報告（案）がまとまりましたので、御報告させていただきます。二つ目は、「日本語能力の判定基準」についてです。こちらは、本年度末に「日本語教育の参照枠」の二次報告として取りまとめを目指し、検討を行っているところでありますが、本日は、その検討状況を報告させていただきます。



それでは、配布資料3「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」を御覧ください。

この報告案は、国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照することにより、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に応じた日本語教育の基準や目標を定めることが容易になるように、学習、教授、評価に関わる日本語教育の包括的な枠組みを示すことを提言するものです。

この報告案の背景を御説明いたします。「はじめに」を御覧ください。2段落目に記載しておりますが、国内の在留外国人及び海外の日本語学習者がいずれも増加し、出身国、地域、文化や年齢、在留資格や職業、滞在目的等が多様化し、日本語学習を希望する外国人などが望む日本語教育も多様化する一方で、それに対応した国内外における多様な学びの連関を図ることが課題となっています。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」におきまして、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が日本人と同様に安心して生活することができるようにするために、日本語を習得することが極めて重要だとしています。

また、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立しまして、この法律に基づき閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」において、「ヨーロッパ言語共通参照枠」、いわゆるCEFRですが、これを参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を作成することと書かれています。

このほか、参考資料3、これは後ほど御覧いただければと思いますが、「日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）」としまして、「日本語教育の参照枠」について書かれている政府方針等がまとめてあります。

日本語教育小委員会では、令和元年6月に、「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」を設置して検討を進めまして、今年、国民への意見募集を経て一次報告案を取りまとめました。この「日本語教育の参照枠」は、令和3年度末の完成を予定しております。日本語教育小委員会におきまして一次報告と二次報告を作成しまして、来年度は教育現場で活用できる具体的な教え方の手引の作成を行う予定です。一次報告、二次報告と手引を合わせて、令和3年度末の国語分科会において最終的な報告として取りまとめられることを目指しまして、順次作成を進めているところです。

それでは、「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」の中身について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。最初の方にページ番号がないページがありますが、その後のページ番号があるところの1ページです。「I 「日本語教育の参照枠」に関する審議について」では、「1 現状と課題」、「2 「日本語教育の参照枠」について」、「3 「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてCEFRを参考とすることについて」、「4 一次報告の検討範囲」として、検討の前提を整理しております。

「1 現状と課題」では、「(1) 日本語教育の標準や参照枠に関する現状」として、国内では、「標準的なカリキュラム案」の活用が推進され、海外では、国際交流基金が策定した「JF日本語教育スタンダード」の活用が推進されている現状と、それから、国内で実施されている日本語能力の判定試験は20を超え、国として統一的な日本語教育の標準や参照枠となる指標がないことを挙げています。

(2)には、課題として、多様な分野の日本語が求められるようになってきているものの、「日本語教育の参照枠」が定められていないために、生活や就労など異なる目的・場面での日本語能力について適切な判定がなされていない現状や、口頭コミュニケーション能力を判定するための大規模試験が日本語においては開発されていないことなどを挙げています。

次、3 ページを御覧ください。「日本語教育の参照枠」が目指すものを掲げていま

す。

まず、この参照枠の目的は、国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与することです。言語文化の相互理解、相互尊重を前提として、日本語教育に関わる全ての人々が日本語の学習・教育などに関して参照する枠組みでありまして、学習・教育の内容や方法の画一化を図るものではないということ—ここは大事なことで、誤解のないようにしていただきたいと思いますが—そして学習者が自ら日本語の習熟度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立てて自律学習を進めたりするための指標を提示することは有効であることなどを掲げています。さらに、外国人と接する一般の日本人についても、内容を分かりやすく示して、外国人の日本語能力について理解を深めることも重要だとしています。

そこで、「日本語教育の参照枠」における言語教育観の三つの柱を示しました。

まず、「1 日本語学習者を社会的存在として捉える」。これは、学習者は単に言葉を学ぶものではなく、新たに学んだ言葉を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在であると考え、言語の習得はそれ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であると考えています。このことは、CEFRの言語教育観でもあります。

「2 言語を使って「できること」に注目する」。社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目します。例えば書くことが苦手でも、話すことや聞くことが得意な学習者の場合、その個別の言語活動ができる力にも注目し、評価しようという考えです。

「3 多様な日本語使用を尊重する」。必要な言語活動が何か、その言語活動をどの程度できることが必要ななど、目標設定を個別に行うことを重視します。母語話者の日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしません。

CEFRの理念を検討し、それらを考察した上で、「日本語教育の参照枠」では、この三つの柱を言語教育観として重要なものとして示すこととしました。

4 ページには、「日本語教育の参照枠」の作成方針として、理念を分かりやすく示すことや、A1からC2までの六つの日本語のレベルを示すこと、コミュニケーション言語活動として、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つの言語活動を設定することを示しました。そして、日本語の特徴である漢字に関する扱いについては、別に取り上げる等と示しました。

5 ページでは、「日本語教育の参照枠」の枠組みとして、CEFRを参考とすることについて検討を行いまして、20年以上にわたる研究と検証を経て開発され、国境や言語の枠を越えて外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる国際的な枠組みであること、既に国内でも様々な分野で指標として使用されていることなどを踏まえて、これらの実践の成果や課題を踏まえて検討することが適当であるとししました。

今回、CEFR2001を参考に、「日本語教育の参照枠」を検討いたしました。今年5月にCEFR補遺版が公開されました。今後、これを踏まえて、必要に応じて「日本語教育の参照枠」の見直しを行っていくことも検討いたします。

6 ページを御覧ください。一次報告案の検討範囲を大きく四つ示しています。一つ目は、参照枠の理念、二つ目は、日本語のレベル概要、三つ目は、六つのレベル別に五つの言語活動ごとの言語能力記述文を示すこと、四つ目は、漢字に関する扱いについて取り上げることです。

7 ページを御覧ください。「Ⅱ 「日本語教育の参照枠」について」として、「1 構成」、「2 日本語能力観と六つのレベル」、「3 全体的な尺度」、それから4から7にCEFRの活動・方略・テキスト・能力のCan doの一覧を整理しています。また、大分先に飛びますが、62 ページには、「8 漢字の扱いについて」、64 ページに「9

令和2年度以降の検討課題」についても言及しています。そちらは後でまた御説明いたします。

7ページに戻ります。ここでは、「日本語教育の参照枠」を参照することにより期待される効果を、社会、行政機関、教育機関・日本語教師、試験機関、日本語学習者の別に示しました。

例えば「②行政機関」では、国や地方公共団体が地域日本語教育の目標や方針、教育内容を設定するために参照します。それによって、自立した言語使用者として必要となる日本語の学習環境の整備につながることで期待されます。

「③教育機関・日本語教師」の皆様には、分野別の言語能力記述文が整備されることによって、日本語教育機関が各分野に応じた学習目標を設定することができ、必要とされる日本語能力の習得に一層つなげやすくなります。また、日本語教師にとっては日本語学習者の熟達度を客観的に把握することで、具体的な教育活動の設計や評価を行えるようにもなるとしています。

9ページを御覧ください。「日本語教育の参照枠」が示す言語熟達度に関する二つの核となるものについて御説明します。一つ目は、「全体的な尺度」という日本語能力の熟達度を六つのレベルで示したものです。二つ目の指標は、「言語活動別の熟達度」で、日本語能力の熟達度を六つのレベル、五つの言語活動ごとに示したものです。

「全体的な尺度」は、19ページを御覧ください。CEFRの考え方を踏襲しまして、A1からC2までの六つのレベルに分けて、各レベルで日本語を使ってどのようなことができるかについて示しています。Aを「基礎段階の言語使用者」、Bを「自立した言語使用者」、Cを「熟達した言語使用者」としまして、A、B、Cの各レベルをA1、A2、B1、B2…のように2分割して示しています。

「言語活動別の熟達度」は、20ページを御覧ください。縦軸に六つのレベル、横軸に「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つの言語活動が示されていまして、それぞれの言語活動別の熟達度の言語能力記述文が示されています。

次に、この「言語能力記述文」とは何かについて御説明します。恐縮ですが、11ページに戻ります。

「言語能力記述文」とは、社会的存在である言語の使用者及び学習者が、生活、就労、教育等の場面で遂行していく必要がある課題を、言語を学ぶ上での目標として具体的に示したものです。

言語を使ってできることについて、「…できる」という形で示され、個別の言語能力記述文を「Can do」と呼んでいます。

13ページを御覧ください。この図は、「日本語教育の参照枠」一次報告の構成を示したものです。中ほどに、「日本語教育の参照枠」として示す範囲が太線で囲われています。「全体的な尺度」があり、その下に「言語活動別の熟達度」があり、「CEFR Can do」と呼ぶ「日本語教育の参照枠」の「言語能力記述文」があります。これらに基づいて、分野別の言語能力記述文が作られていくこととなります。

例えば「生活 Can do」、「就労 Can do」、「留学 Can do」、「介護 Can do」など、多様な現場で作成され、広範な分野において参照できて、一定の質が保たれた言語能力記述文を追加していくことを予定しています。さらにその下に、各教育機関別・教室別に自由に作成される「現場 Can do」へと広がっていきます。

21ページ以降には、さらに「活動」、「方略」、「テキスト」、「能力」の別に、全部で493個の言語能力記述文を示しています。

次に、また大分、飛びますが、62ページを御覧ください。漢字の扱いについてです。CEFRはヨーロッパの言語における共通参照枠でありまして、日本語に適用可能かどうかという問題については、受容能力については、言語能力記述文の中には検討を

要するものはありますが、全体的には日本語教育にも適用可能であるという報告があります。

漢字については、国内外の状況を考えながら、漢字学習及び指導の指針を取りまとめる必要があると考えておりました。本年度から来年度に掛けて調査を行うことを計画しています。その結果を踏まえて更に検討を進めてまいりたいと考えています。

64 ページには、今後、現場での活用に向けて検討が必要な項目を 11 挙げています。教師・学習者のための支援ツールをはじめ、各レベルの文法・語彙リストの収集など、「日本語教育の参照枠」の充実に向けて整備を進めていく必要があります。さらっと書いてありますが、本当にいろいろあります。

66 ページ以降には、参考資料を添付しております。特に、73 ページ、「標準的なカリキュラム案 Can do」一覧（試案）」は、日本語教育の標準に関するワーキンググループが国際交流基金日本語国際センターの協力を得まして、標準的なカリキュラム案を C E F R のレベル尺度の言語能力記述文として編成したものです。

また、87 ページから、参考資料 6 としまして、「言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン」を収録しています。これは、日本語能力の判定基準に関するワーキンググループにおいて検討・作成したものです。

以上が「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」の御説明となります。この「日本語教育の参照枠」を参照していただき、国内外で多くの Can do が作成され、日本語教育の質の向上と関係者・関係機関の間の学びの連関が図られていくことを期待しています。

続きまして、配布資料 4 「日本語能力の判定基準」等に関する検討状況について」を御覧ください。

経緯については先ほど御説明いたしましたので、現状と課題から御説明いたします。外国人の日本語能力を判定する試験は、国内外約 20 機関で実施されておりました。それぞれの指標に基づいてレベルや判定基準等が設定されています。しかし、学習や教育内容の多様化が進む中で、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備して、試験間の通用性を高め、より利用しやすくすることが必要となっています。

そのため、「日本語教育の参照枠」に基づいて日本語能力評価の考え方について幅広く示すとともに、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」のレベルとの対応関係を示す方法等を示すことを目的として、令和 2 年度末に二次報告として取りまとめることを目指して検討を行っております。

検討事項は、四つあります。「（1）Can do の検証方法に関するガイドラインの策定について」—これは既に完成しておりました、配布資料 3 の一次報告案の参考資料 6 として収録しております。「（2）「日本語教育の参照枠」における評価の考え方について」、 「（3）既存の日本語の試験と「日本語教育の参照枠」との関連付けの方法について」、 「（4）社会で活用される日本語能力の水準を判定する試験に求められる要素について」、 これらを、ワーキンググループを中心に検討を行っております。

配布資料 4 の裏面—電子ファイルの方は次のページになりますが—そちらを御覧ください。「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案）—日本語能力評価の考え方について—として構成を示しております。

二次報告では、まず日本語能力評価の現状と課題を整理して、「日本語教育の参照枠」における言語能力観に基づく評価の理念を掲げまして、さらに言語能力観と評価に関する C E F R の考え方を提示した上で、日本語教育における今日の多様な評価の在り方を事例とともに分かりやすく示したいと考えています。

また、「5」と「6」になりますが、既存の日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」との対応付けの手続を示した上で、社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素を整理し、社会のニーズに応えるこれからの日本語能力判定の在り

方について検討を行う予定です。

以上、長くなりましたが、日本語教育小委員会からの報告でした。

○沖森主査

では、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

○村上委員

意見というよりも、国語課題小委員会の委員としての関心からちょっとお尋ねしたいことがあるんです。この「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」、配布資料3の3ページのところで、「以下の三つを「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱として考えることとする」の「3」のところに「多様な日本語使用を尊重する」とあって、「各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する」と。その次に、「母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。」とあるんですけども、これからますます海外から日本語を母語としない方々が入ってくることが予想されます。そうすると、いわゆるピジン (pidgin) とかクレオール (creole) のような言葉が生まれてくると思うんですけども、日本語を母語とする話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしないということは、そのようなピジン、クレオールのようなものも日本語として受け入れてもいいんじゃないかという提案と受け止めていいんでしょうか。

○野田委員

ピジン、クレオールと呼ぶかどうかは難しいところがあると思いますけれども、母語話者の日本語を最終目的としない、これは日本語に限らず、現在、外国語教育と言いますか、母語以外の教育では当然のことと考えられていますので、それを目標にしないということです。それがどの程度かということによって、ピジン、クレオールと呼ぶこともあると思いますけれども、そのようなことと御理解いただければよいかなと思います。

○村上委員

そうするとその場合、どこまで「日本語の参照枠」というのが効いてくるのかということがあると思うんですけども、その辺りのところはいかがでしょう。

○野田委員

参照枠は、今、御説明した中でもありましたが、レベルがありますので、今の段階ですと、A1からC2まで六つのレベルがありますし、それから、そのレベルと言いましても、書くことがあったり、聞くことがあったり、それぞれ別ですので、そのようなことだと…。いろいろなレベルの方、さらにA1に達しない方ももちろん実際にはいらっしゃると思いますが、それを認める／認めないじゃなくて、客観的な評価ができるようにしたいということだと考えていただければと思います。

○村上委員

分かりました。日本語を母語とする人たちの使う言葉からある程度崩れたとしても、それは日本語として認めるしかないという理解でよろしいんでしょうか。

○野田委員

学習途上においては、そういうことです。

○村上委員

分かりました。ありがとうございます。

○野田委員

もしほかの委員からも何かありましたら、お願いします。今のことに関して。

○石黒委員

すみません、今のことには関連しないんですけども、三つほど伺いたいことがあります。

まず、これを見て、ものすごい迫力というか、全てのレベルにわたってこれだけ分かりやすく広く技能別に、さらに多様な場面やジャンルなども考慮しながら作られたということ、本当にすごい作業だったと思いますし、委員の皆様の御苦勞を思うと、本当にすごく有り難いと思っております。

それで、三つほど伺いたいというか、非常に面白いと思ったので、更にちょっと深めていきたいと思うんです。一つは漢字の扱いです。ヨーロッパ言語共通参照枠 C E F R は、E U の中の似たような言語同士、タイプのにも表記的にも似たような言語同士の比較でして、日本の言語って特に表記体系が非常に特別でして、ほかと並べてなかなか学習とか習得というのは難しいところがあるので、どのように C E F R を適用するのかと考えていたんですけども、このように漢字を別に取り立ててきちんとやるという扱いは、それはさすがというか、そうあるべきだなと私も思っています。

その次の段階としてなんですけれども、常用漢字表もそうではないんですけども、単漢字を一つ一つ覚えていっても仕方がないことで、漢字というのは幾つかの組合せで働いているものです。今回の報告案の中にも、大阪の生活漢字の会というんでしょうか、そこで漢字語というものを重視するという実例も書いてありまして、そこら辺の目配りはあると思ったんですけども、さらに、漢字だけではなくて、片仮名も相当難しいんですね。野田副主査に対して私が言うのは非常に言いづらいんですけども、正にその御研究をされているので…。片仮名の読み誤りって結構大きくて、英語との関係で、中国人が日本の漢字に苦勞し、英語、アメリカ人とかイギリス人が片仮名語に苦勞するということが実は結構あります。それで、そのような片仮名もそうですし、組合せもそうですし、組合せのみならず、要するに日本語って分かち書きがない関係で、基本的には「漢字＋平仮名」、「実質語＋付属語」という、そのような形で表記されていて、分かち書きをしなくても読めるようになっていくんですけど、学習者が表記を見たときに、分かち書きをうまく理解できないということ—語というか句という単位、文節という単位を把握するのに失敗するケースが非常に多いと思うんです。

もし可能であれば、漢字という取り上げ方に更に一つ踏み込んでいただいて、片仮名とか平仮名とかも合わせた、送り仮名も含めたような、そのような漢字を含む、あるいは片仮名も含む表記としての語の取扱いみたいなところで、もし何か御提言があればいいかなと一つ思いました。

○野田委員

特にお答えはしなくてもよろしいですかね。お答えがあるんだったら一つずつの方がいいかなと思ったんですが…。

○石黒委員

そうですね。ごめんなさい。今のは、質問のはずが、何か意見になっちゃったもので、取りあえず、コメントということにさせていただきます。

○野田委員

はい、ありがとうございます。

○石黒委員

すみません、混乱させまして。

二つ目なんですけれども、二つ目は、「やり取り」というのが入っている面白さですね。先ほど御説明いただいた20ページになるんですけれども、その20ページの表というのが非常に分かりやすく、これを見れば5技能—「やり取り」が入っているので5技能になるわけなんですけれども—5技能が6レベルでどう整理されているかというのが非常によく分かります。

それで、ちょっと疑問に思ったのが、この20ページの表のところの「段階」という上のところで、「聞くこと」と「読むこと」は「理解すること」で、右の3列が「話すこと」、「書くこと」となっているんですね。つまりレベルが違うということなんです。それで思ったことは、「やり取り」というのは、「やり」と「取り」からできていまして、つまり「やり」というのは話すこと、「取り」というのは聞くことなんですね。なので、例えば今、このように私も話していますけれども、実はやり取りがあつて、一応この質問をさせていただいて、どのようなお返事が返ってくるかなということを考えながらやっているという、常にそのようなものがあると思います。

ですから、もし別の整理の仕方として、「理解すること」に「聞くこと」と「読むこと」があり、「表現すること」に「書くこと」と「発表」のようなものがある。それに加えて、「理解+表現」みたいな欄があつて、そこに「やり取り」。そのやり取りも、文字によるやり取りも最近、増えていて—つまりLINEですとかそのような形で、メールもそうだと思うんですけれども—往復が前提となっているような書き言葉のコミュニケーションについても最近、外国の方も含めてコミュニケーションをしなければいけない場面も増えてきていると思うので、その「理解+表現」、「やり取り」の中の「書き言葉」と「話し言葉」みたいに分ける方法もあるのではないかなと思いました。

これもコメントになってしまったので、回答は特に結構です。

それから、三つ目なんですけれども、三つ目として思ったのは、この参照枠、これだけすばらしいものをお作りになったので、できるだけ広げていただきたいと思います。

それで、これから質問になるわけなんですけれども、先ほど説明いただいた、13ページの表の中に、「期待できる効果」と書いてあるところがあります。この「期待できる効果」というところで、いろいろな方面に広がっていくという、すごくその意欲が感じられるわけなんですけれども、その何か具体的にこのような形でこれを広く活用してくださいという、戦略とかそのような話が出ているのであればお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ。海外の方向けに関しては国際交流基金のJFスタンダードがあり、主に今回お作りになったものは国内向けのものだと理解していますけれども、それに加えて、正直さっきの20ページの表を見て、私はドキドキしてしまいました。何がドキドキしてしまったかと言いますと、「熟達した言語使用者」と言われているところで、これは私にできるだろうかと思っただけなんです。

例えばその20ページの表なんですけれども、C2レベルなんですけれども、「話すこと」の「やり取り」の最後の方ですが、「表現上の困難に出合っても、周りの人がほとんど気付かないほどに修正し、うまく繕うことができる」。これは結構、私はうまくできていないんです。

それから、「話すこと」の「発表」のところも、「効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる」。今の私のこの長々しい発話が皆様の記憶にきちんととどめられるようにお話しできているかどうか自信がありません。

つまり、何が申し上げたいかという点、これって実は国語教育の学習指導要領とももちろん全然タイプは違うわけですが、ある種、国語教育の中でも求められるような言語運用能力とも重なるものがある、何かそのようなものとの連動も考えられてもいいのかなともちょっと思いました。その辺りについても何かお考えがあれば、お聞かせください。

長くなって申し訳ありませんでした。

#### ○野田委員

まず私の方からよろしいですかね。

最後の点は、実際どの言語の母語話者でもC2レベルに達しない人というのはいることは確かだと思います。それで、国語教育との連携はこれから大事になっていくと思います。結局、母語話者かどうかという境目が、いろんな意味で、教育においてももうだんだんなくなってきているということがありますので、今の二つの小委員会の連携も大事になっていくなと思いました。

それから細かい点は、どう展開していくかまではまだそれほど検討は進んでいないんだろーと思えますけれども、ワーキンググループの方で今の段階で考えていらっしゃるなどありましたら、どなたかから発言いただきたいと思えます。

#### ○松岡委員

一次報告については既にワーキンググループは解散されているので、今、御指摘いただいた点については、細かく議論をしているということはないと私は認識しています。

それから、先ほど御指摘があった20ページの表は、CEFRにそのまま記載されているものを使っているの、先ほどの「書くこと」も「やり取り」があるのではないのかという話は、ワーキンググループの中でも実際にそのような指摘があったんですけども、取りあえずはこのCEFRのものをやろうということで話が終わったと認識しています。

#### ○根岸委員

今の点に関連してですが、今おっしゃってくださったとおり、これは2001年版のCEFRにのっとっているものです。眞嶋委員の方が詳しいかもしれませんが、先ほど野田副主査がおっしゃってくださった2020年のコンパニオン・ボリュームというのが正式に出ておまして、そこでは今、正におっしゃってくださった「やり取り」ということが、「インタラクション」という言い方でもう少し強く出ています。

それで、説明の中にもありましたように、今回のものは2001年のものに基づいていますが、今後は、特に外国人の方を考えると、スマホでのやり取りみたいなものというのはライティングでも結構、起こってきていると思うので、もう少し積極的に取り入れるということは可能かもしれません。今後、私たちとしては、このコンパニオン・ボリュームという「補遺版」と日本語で言っているものの要素をどれぐらい取り入れるかというところは、また少し検討が必要かなと思えます。

実際、CEFRは20年たっていますから、新しい方向としてはコンパニオン・ボリュームの方を少し参照する必要が今後あるかなと思えます。個人的な見解でありますけど…。



○沖森主査

では、ほかに御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、意見交換はここまでということにいたします。

配布資料3「日本語教育の参照枠」一次報告（案）」につきましては、国語分科会としてお認めいただいたということにしてよろしいでしょうか。（→ 了承。）

では、お認めいただいたとすることにさせていただきます。

本日の議事は、用意したものは以上であります。では、最後に、本分科会の今後の大まかな審議スケジュールについて、事務局からお願いいたします。

○藤田計画普及係長

配布資料5を御覧ください。国語分科会における今後の審議スケジュールについて記載がございます。一番上に記載があるのが今回の分科会、第75回国語分科会で、各小委員会からの報告等を行っていただきました。その次に書いてあるのが、第76回、次回の分科会になりまして、令和3年3月12日金曜日の10時からを予定しております。

内容としては、各小委員会からの審議経過の報告とともに、3月に行われる文化審議会総会への報告案の審議をお願いする予定でございます。

そしてその後、令和3年3月、日時は未定ではございますが、文化審議会総会が行われる予定です。

○沖森主査

それでは、本日の国語分科会は、一応議事は終了いたしましたけれども、いましばらく時間がございます。何か言い残したこと等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

当初、12時までという予定ではありましたが、本日は報告が中心でありまして、その質疑応答ということで、こちらで心積もりであった時間にそろそろ達しようとしているところであります。特にもう言い残したことがなければ、本日の分科会、終了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、第75回の文化審議会国語分科会をこれで終了いたします。本日は、御多用のところ御出席いただき、ありがとうございました。